

自主的避難等対象区域（いわき市）において、週3回デイサービスを利用しながら母親（認知症及び糖尿病の持病があり、要介護3の認定を受けていた。）及び兄（下半身不随で、かつ、右手が動かない状態であった。）に対し主たる介護者として在宅介護していた被相続人について、原発事故の影響で約1か月間にわたり利用していたデイサービス事業が停止されたことにより、水や食料も不足する中、自宅において母親及び兄を常時介護することを余儀なくされたことを考慮し、原発事故発生当初の時期の精神的損害として25万円の増額が認められた上、相続人である申立人らに支払われた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

損害項目 精神的損害の増額分（亡A分）

期 間 本件事故発生当初の時期

### 第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金250,000円の支払義務があることを認める。

### 第3 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成27年12月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年6月30日

（仲介委員 犀川 治）